

岩手県まちづくりアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくり等を進める際に、住民等の要請に応じてまちづくり等の専門家を派遣し、もってまちづくり等の推進に資するため、岩手県まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民、NPO、事業者等及び市町村が行うまちづくり事業並びに県が行うまちづくり支援事業等について専門的な助言を受けるため、アドバイザーを設置する。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、まちづくり等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(業務)

第5条 アドバイザーは、知事からの依頼に応じ、次の業務を行う。

- (1) 住民、NPO、事業者等が行うまちづくり活動に関する助言
- (2) 市町村が行うまちづくり施策の策定及び実施に関する助言
- (3) 県が行うまちづくり支援事業並びに公共事業のデザイン及び色彩等に関する助言
- (4) 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。）に基づき県が行う届出指導等に関する助言

(アドバイザー会議)

第6条 知事は、アドバイザーの業務に関して必要があると認めるときは、まちづくりアドバイザー会議を開催することができる。

2 まちづくりアドバイザー会議の運営等は、県が行う。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(謝金及び費用弁償)

第8条 アドバイザーが業務に従事した場合は、別に定めるところにより、予算の範囲内において謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。